

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第八四号)(先議)

要旨

本法律案は、裁判員制度の下において、裁判所に同一被告人に対する複数の事件が係属した場合に、裁判員の負担を軽減するため、一部の事件を区分し、区分した事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し、有罪・無罪を判断する部分判決をした上、これを踏まえて、新たに選任された裁判員の加わった合議体が全体の事件について終局の判決をすることができるとする制度を創設するほか、検察審査員の資格の有無の判断を検察審査会において行うこととするなど検察審査員の選定手続を整備する等司法制度改革関連法の円滑な実施を図るために必要な法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、部分判決制度の創設

裁判員の負担を軽減するため、裁判所に同一被告人に対する複数の事件が係属した場合に、その一部の事件を区分して審理し、部分判決をすることを可能とする制度を創設する。

二、証人尋問等の記録媒体への記録

裁判員裁判における充実した評議等を可能とするため、その審理において、訴訟関係人の尋問及び供述等を映像及び音声の同時記録可能な記録媒体に記録することができるとする。

三、公判調書の整理

裁判員裁判の連日的開廷等に対応するため、公判期日から判決宣告日までの期間が一定の期間に満たない場合の公判調書の整理期限を伸長する。

四、検察審査員の選任手続の整備

検察審査員の資格に関し、現在市町村の選挙管理委員会が行っている欠格事由等に係る資格の有無の判断を検察審査会が行うこととするともに、検察審査員等の欠格事由及び就職禁止事由を整備する。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。